

由布市告示第8号

令和元年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和元年6月7日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和元年6月14日金曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	鷺野 弘一君
甲斐 裕一君	瀧野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
工藤 安雄君	長谷川建策君
佐藤 郁夫君	

○応招しなかった議員

なし

令和元年 第2回(定例)由布市議会会議録(第1日)

令和元年6月14日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和元年6月14日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第8号 平成30年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第8 報告第9号 平成31年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第9 報告第10号 平成30年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第11号 平成30年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第11 報告第12号 平成30年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報告第13号 平成30年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第13 報告第14号 平成30年度由布市水道事業会計弾力条項適用の報告について
- 日程第14 報告第15号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第15 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成31年度由布市一般会計補正予算(第1号)」
- 日程第16 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第17 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第18 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市介護保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第19 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成31年度由布市介護保険

特別会計補正予算（第1号）」

- 日程第20 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第21 議案第39号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第40号 由布市地域活性化拠点施設条例の一部改正について
- 日程第23 議案第41号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第24 議案第42号 由布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第43号 由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第44号 由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第45号 由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第28 議案第46号 由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第47号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第30 議案第48号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第31 議案第49号 令和元年度由布市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第50号 令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第8号 平成30年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第8 報告第9号 平成31年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第9 報告第10号 平成30年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第11号 平成30年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第11 報告第12号 平成30年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

- 日程第12 報告第13号 平成30年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第13 報告第14号 平成30年度由布市水道事業会計弾力条項適用の報告について
- 日程第14 報告第15号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第15 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成31年度由布市一般会計補正予算（第1号）」
- 日程第16 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第17 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第18 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市介護保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第19 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成31年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）」
- 日程第20 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第21 議案第39号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第40号 由布市地域活性化拠点施設条例の一部改正について
- 日程第23 議案第41号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第24 議案第42号 由布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第43号 由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第44号 由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第45号 由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第28 議案第46号 由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第47号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第30 議案第48号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第31 議案第49号 令和元年度由布市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第50号 令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）

出席議員（17名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 佐藤 孝昭君 | 2 番 高田 龍也君 |
| 3 番 坂本 光広君 | 4 番 吉村 益則君 |

5番 田中 廣幸君	6番 加藤 裕三君
7番 平松惠美男君	8番 太田洋一郎君
9番 加藤 幸雄君	10番 鷺野 弘一君
11番 甲斐 裕一君	12番 瀧野けさ子君
13番 佐藤 人已君	14番 田中真理子君
15番 工藤 安雄君	16番 長谷川建策君
17番 佐藤 郁夫君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 栗嶋 忠英君	書記 一野 英実君
書記 雨宮 輝明君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	相馬 尊重君	副市長 ……………	太田 尚人君
教育長 ……………	加藤 淳一君	総務課長 ……………	一尾 和史君
財政課長 ……………	馬見塚量治君	総合政策課長 ……………	佐藤 公教君
税務課長 ……………	河野 克幸君		
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			日野 正美君
会計管理者 ……………	首藤 康志君	建設課長 ……………	佐藤 洋君
水道課長 ……………	佐藤 正秋君		
福祉事務所長兼福祉課長 ……………			佐藤 厚一君
健康増進課長 ……………	馬見塚美由紀君	保険課長 ……………	武田 恭子君
商工観光課長 ……………	溝口 信一君	環境課長 ……………	後藤 睦文君
挾間振興局長兼地域振興課長 ……………			大久保隆介君
庄内振興局長兼地域振興課長 ……………			生野 浩一君
湯布院振興局長兼地域振興課長 ……………			衛藤 浩文君
教育次長兼教育総務課長 ……………			衛藤 哲男君
消防長 ……………	古長 清治君	代表監査委員 ……………	大塚 裕生君

午前10時00分開会

○議長（佐藤 郁夫君） 皆さんおはようございます。

これより令和元年第2回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は17人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 郁夫君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番、田中真理子さん、15番、工藤安雄君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの15日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分を、お手元に資料として配付いたしておりますので、お目通ししてください。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。

本日は、年号が令和となり初となります令和元年第2回定例会の開会に当たり、委員の皆さんには、公私ともに大変御多忙の中御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

間もなく梅雨入りを迎えますけれども、近年各地でこの時期、豪雨などの自然災害により大きな被害が発生しております。

先日、市内の防災パトロールを実施いたしました。今後も気象情報には十分注意しながら、警戒態勢には万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

さて、本定例会において提案を致すこととしております報告10件、承認6件、議案12件につきましては、どうか慎重な御審議をいただきまして、何とぞ御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

また、本日お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願い申し上げます。次第ですけれども、少し時間をいただきまして、幾つかの項目につきまして御報告を申し上げます。

まず、4月9日に第44回全日本バトントワリング選手権大会へ出場されました挾間中学の渡辺結愛さんと、由布川小学校の阿南友里さんが出場の報告がございました。

阿南さんは、見事に日本一の栄冠に輝き、また渡辺さんは、ジュニアの部で8月にフランスで開催されます世界大会へ、日本代表として出場されることが決まりました。有志の未来を担う子どもたちが活躍している姿に、大変うれしく思った次第です。

5月9日には、津久見市で開催されました大分県市長会春季定例会へ出席をいたしました。定例会では、九州市長会へ提案する議案や、大分県に対する要望事項などについて審議が行われました。

5月14、15日には、宮崎県都城市で第124回九州市長会が開催され、基礎自治体が主体性を持って行政運営が行うことができるよう、地域医療保健の充実強化、学校教育の充実、都市財政の充実強化などについて、審議が行われました。

5月17日には、由布高等学校射撃部の皆さんが、全国大会出場の結果報告がございました。下津源也さんは、全国高等学校ライフル射撃競技選抜大会で見事優勝を果たし、佐藤高史郎さん、河内和己さん、秀平拓希さん、この3名がジュニアビームライフル射撃競技の男子団体の部で見事優勝を飾りました。全国大会の大舞台で活躍をされました。

5月29日には、市内の防災パトロールを実施し、危険と思われる箇所の現地視察や検討会を開催し、関係機関との情報共有を図りました。

6月11日には、全国市長会の理事・評議員合同会議、そして翌12日に、第89回全国市長会通常総会が開催され、出席をいたしました。

また、同じ日に、日本クアオルト協議会総会にも出席をし、第6回クアオルト協議会全国大会の開催を含め、4議案を承認されたところでございます。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告といたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いします。

由布大分環境衛生組合議会議長、工藤安雄君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。由布大分環境衛生組合議長の工藤安雄です。由布大分環境衛生組合議会臨時会が開催されましたので、その概要について報告をいたします。

令和元年第1回臨時会が、5月28日午前10時15分から開催されました。会期は当日の1日限りとし、議事事件は議案1件が上程されました。出席議員は7名でございました。議案について、管理者より提案理由の説明があり、事務局から監査委員の選任についての詳細説明を受けました。

審議の結果でございますが、全員の賛成により、議会選出の監査委員として、大分市市議会選出議員の甲斐高之議員を選任することに可決されました。

以上で、令和元年第1回由布大分環境衛生組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 由布大分環境衛生組合議会の報告を終わりました。

日程第4. 請願・陳情について

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に、請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（栗嶋 忠英君） 事務局長です。

それでは、お手元に配付の請願並びに陳情文書表により朗読いたします。

まず、請願からいたします。なお、請願者、陳情者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。また、付託委員会名は省略させていただきます。

受理番号1、件名、義務教育費・国庫負担制度の堅持を求める請願。請願者、由布市庄内町大龍1818番地、大分県教職員組合由布支部執行委員長、坂本博之、紹介議員、加藤裕三。

次に、陳情を読み上げます。

受理番号2、件名、有償自家用運送でシャトルコースの費用対効果を上げ、沿線住民の暮らしを便利にしてください、由布市湯布院町川上3105の2、谷千鶴。

受理番号3、件名、由布市第2次総合計画重点戦略プランに定められた有償自家用運送を湯布院で実証実験してください、陳情者、由布市湯布院町川上2854の1、もっと便利なコミュニティバスを考える会代表有馬義二、外1名。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） ただいまの請願1件及び陳情2件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第5. 報告第6号
日程第6. 報告第7号
日程第7. 報告第8号
日程第8. 報告第9号
日程第9. 報告第10号
日程第10. 報告第11号
日程第11. 報告第12号
日程第12. 報告第13号
日程第13. 報告第14号
日程第14. 報告第15号
日程第15. 承認第2号
日程第16. 承認第3号
日程第17. 承認第4号
日程第18. 承認第5号
日程第19. 承認第6号
日程第20. 承認第7号
日程第21. 議案第39号
日程第22. 議案第40号
日程第23. 議案第41号
日程第24. 議案第42号
日程第25. 議案第43号
日程第26. 議案第44号
日程第27. 議案第45号
日程第28. 議案第46号
日程第29. 議案第47号
日程第30. 議案第48号
日程第31. 議案第49号
日程第32. 議案第50号

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、本定例会に提出されました日程第5、報告第6号から日程第14、報告第15号までの報告10件、日程第15、承認第2号から日程第20、承認第7号までの承認6件、日程第21、議案第39号から日程第32、議案第50号までの議案12件を一括上程

します。

市長に、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程いたしました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告10件、承認6件、議案12件でございます。

まず、報告第6号並びに報告第7号、専決処分報告については、市道の管理可否により損害を与えたことによる和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第8号、平成30年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出については、由布市土地開発公社理事会により、平成30年度の事業報告及び決算が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により書類の提出がありましたので、地方自治法第243条の3、第2項の規定により報告するものでございます。

報告第9号、平成31年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出については、由布市土地開発公社理事会により、平成31年度の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認しましたので、地方自治法第243条の3、第2項の規定により報告するものです。

報告第10号、平成30年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書については、湯布院複合施設整備事業を含め22の事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第11号、平成30年度由布市一般会計事故繰越繰越計算書については、津々良奥江線と白田線道路改良工事について、環境省との協議や工事次第の納入に不足の日数を要したことなどの理由により、年度内に完成できなかったため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。

報告第12号、平成30年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、施設整備促進事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

報告第13号、平成30年度由布市水道事業会計予算繰越計算書については、建設改良費について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

報告第14号、平成30年度由布市水道事業会計弾力条項適用の報告については、特に緊急を要しましたことから、地方公営企業法第24条第3項の規定により、平成31年3月29日付で弾力条項を適用いたしましたので、同項の規定により報告するものでございます。

報告第15号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告ですので、代表監査委員より報告いたします。

承認第2号、平成31年度由布市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出にそれぞれ2,557万円を追加し、予算の総額を183億265万3,000円としましたことの承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、介護保険法施行令の改正による介護保険料低所得者の軽減強化に伴うもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年4月1日付で専決処分を行ったものでございます。

承認第3号、由布市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましては、原課の社会経済情勢等を踏まえ、経済の好循環をより確かなものにする観点から、地方税法等の改正が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分を行ったものです。

承認第4号、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、平成31年3月31日に適用期限を迎える山村振興法等に基づく政令が、国税の特別措置等を踏まえて期限の延長が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月30日付で専決処分を行ったものでございます。

承認第5号、由布市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料低所得者の軽減強化が図られたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年4月1日付で専決処分を行ったものでございます。

承認第6号、平成31年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについては、介護保険料低所得者の軽減強化に伴うもので、歳入におきまして、保険料から2,557万円を減額し、同額を繰入金に追加し、歳入歳出総額に増減はございません。緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年4月1日付で専決処分を行ったものでございます。

承認第7号、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の改正が行われたことによるもので、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しで、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月29日付で専決処分を行ったものでございます。

議案第39号、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、使用料等について、消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方

消費税の税率が令和元年10月1日に8%から10%へ引き上げることを考慮し、消費税等相当額の適切な転嫁を図るため、関係条例の整備を行うものでございます。

議案第40号、由布市地域活性化拠点施設条例の一部改正については、大鶴交流センターの施設使用料について、同様に消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを考慮し、消費税相当額の転嫁を図ること並びに使用料の見直しをお願いするものでございます。

議案第41号、由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正についても同様に、地方税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げることを考慮して、消費税等相当額の転嫁を図ること並びに別表の使用料について、一部記載の変更をお願いするものでございます。

議案第42号、由布市災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第43号、由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを考慮して、消費税等相当額の転嫁を図ること並びに由布大分環境衛生組合における一般廃棄物処理手数料を改正することによるものでございます。

議案第44号、由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正については、地形の状況等に配慮した道路整備を可能とするため、道路法及び道路構造令に基づき、市道道路、構造の技術的基準等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

議案第45号、由布市簡易水道事業給水条例の一部改正については、消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを考慮して、消費税等相当額の転嫁を図ること並びに簡易水道事業の統合によるものでございます。

議案第46号、由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正につきましても、消費税及び地方消費税の税率が引き上げることを考慮して、施設使用料に消費税相当額の転嫁を図ること並びに由布市立阿蘇野小学校を廃校したことにより、別表の区分から同項の屋内運動場を削除するものでございます。

議案第47号、由布市消防手数料条例の一部改正につきましても、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第48号、由布市火災予防条例の一部改正については、不正競争防止法等の一部を改正する法律並びに住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、それぞれ交付されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第49号、令和元年度由布市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ1,033万2,000円を追加し、予算総額を183億1,298万5,000円をお願いするも

のでございます。

主な内容といたしましては、ラグビーワールドカップ開催に伴う消防救急体制整備事業費や、幼児教育の無償化に伴うシステム改修費、プレミアム付き商品券助成事業の追加や、防犯カメラの設置補助などによるものでございます。

また、4月の人事異動に伴う給与費の組み替えと、第1回定例会で可決されました職員の給与の特例に関する条例の一部改正に伴う給与の減額及び県内旅費日当の減額分を処置したものでございます。

議案第50号、令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入及び歳出予算から、それぞれ6万円を減額し、予算総額を42億8,704万2,000円にお願いするものです。

歳入では、国庫支出金を追加し、繰入金を減額、歳出では総務費を減額するものでございます。

以上、詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第15号について、代表監査委員より報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第15号について御報告申し上げます。

報告第15号、例月出納検査の結果に関する報告について。地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。令和元年6月14日提出。由布市代表監査委員大塚安雄。

1ページから2ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成31年1月分の例月出納検査を2月25日に、また2月分と3月分の例月出納検査を4月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金の在 high と出納状況です。現金の in high、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と、現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は、諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第6号及び報告第7号について、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（一尾 和史君） 総務課長です。報告第6号及び7号について、続けて詳細説明をさ

せていただきます。

報告第6号、専決処分報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和元年6月14日提出、由布市長。

ページをお開きください。

左のページには、平成31年3月29日付で専決処分を行いました専決処分書を添付しております。

右のページは、当事者和解条件、損害賠償額等を記載しており、次のページには、路面や車両の破損状況を示す写真を掲載しております。

事故の概要につきましては、平成31年2月18日午後1時00分ごろ、由布市庄内町阿蘇野6497番地13地先の市道長湯庄内湯ノ平線におきまして、甲の管理する市道にくぼみができており、乙の知人が運転する乙所有の自動車が走行中、そのくぼみに落ち込み、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本県事故に係る50%の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を5,670円と定めたものでございます。

続きまして、報告第7号、専決処分報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和元年6月14日提出、由布市長。

ページをお開きください。

左のページ、令和元年5月22日付で専決処分を行った専決処分書です。右のページに当事者、和解条件、損害賠償額等を記載しております。

次のページには、車両の破損状況を示す写真を掲載しております。事故の概要につきましては、平成31年4月20日午後9時ごろ、由布市挾間町赤野1539番地7付近の市道東行田代線におきまして、甲の管理する指導に落石があり、乙の所有する自動車が走行中に、これに衝突、乙の車両に損害を与えたものとなっております。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る50%の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を11万2,655円と定めたものです。

以上です。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、報告第8号及び報告第9号について、続けて詳細説明を求めます。
総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤 公教君） 総合政策課長です。

報告第8号並びに報告第9号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

初めに、報告第8号、平成30年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業の経営状況を説明する書類を、次のとおり提出をする。令和元年6月14日提出、由布市長。

1枚めくってください。

1ページ目ですが、令和元年5月28日に行われました由布市土地開発公社理事会におきまして、平成30年度の事業報告及び決算が議決されました。公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、事業報告書及び財務諸表が監査意見書とともに提出されましたので、報告をするものでございます。

4ページをお願いいたします。

平成30年度由布市土地開発公社の事業報告になります。平成30年度は、土地の取得及び処分等の業務はございません。ただ、上段1、事業の概要に記載してありますとおり、管理業務として下湯平若者定住化団地用地取得借入金の利息79万1,933円及び市道向原別府線用地取得借入金利息180円を支払っております。また、下湯平若者定住化団地用地の貸付料としまして、37万1,403円の収益がございました。

続きまして、7ページをお願いいたします。

7ページ、平成30年度の貸借対照表でございます。平成31年3月31日時点で、公社の1年間の財政状況について、括弧書きをしております資産の部、中段の負債の部、下段の資本の部で、それぞれ現在高を示しております。資産合計並びに負債と資本の合計が、ともに1億993万8,939円となっております。

8ページをお願いします。

損益計算書です。1年間の収益、費用、純利益を一覧表にして経営成績を示すものでございます。一番下の登記純利益については37万1,870円となっております。

次に、隣の9ページをお願いします。

キャッシュフロー計算書です。1年間の現金や預金の動きを示す表でございます。一番下でございますが、現金及び現金同等物、期末残高は1,153万5,799円となっております。

内訳につきましては、ちょっと飛びますが、13ページをお願いします。

13ページ、現金及び預金明細でございます。普通預金の年度末残高は750万2,186円で、その下の定期預金残高は403万3,613円となっております。

済みません。戻りまして10ページをお願いします。

10ページは、販売費及び一般管理費の表となっております。人件費と諸経費合わせて10万3,852円の内訳を記載しております。

続きまして、11ページ、準備金の計算書でございます。前年度繰越準備金1,116万

8,429円に、当期純利益37万1,870円を加えまして、1,154万299円が当期準備金となります。下段の準備金処理計算書にありますとおり、次期繰越準備金として処理しております。

12ページをお願いします。財産目録です。

中段の資産の合計の1億993万8,939円から、下段の負債の合計8,539万8,640円を差し引いた2,454万299円が純資産になります。

先ほど説明しました13ページの現金及び預金明細表に関する資料として、14ページ以降に残高証明書等を添付しております。御一読をお願いします。

最後に30ページ、31ページをお願いします。

平成30年度中間監査並びに決算に係る監査意見書を添付しております。

以上で、報告第8号の詳細を終わります。

続きまして、報告第9号です。

平成31年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を次のとおり提出する。令和元年6月14日提出、由布市長。

1ページをお開きください。

平成31年3月14日に由布市土地開発公社理事会におきまして議決されました1ページの平成31年度事業計画についてですが、その表にありますとおり、公有地取得事業の管理利息として2件、下湯平若者定住活性化事業及び市道向原別府線道路用地取得事業の借入金利息のみの計画となっております。公有地の新規取得計画はございません。

2ページ以降は、平成31年度の予算となっております。

2ページの収益的収入につきましては、附帯的事業収益補助金等収益、受取利息で90万2,000円、収益的支出は、一般管理費と支払い利息並びに予備費で90万2,000円を計上しております。

資本的収入につきましては、短期借入金6,739万9,000円を計上しており、支出で同額の短期借入返済金を計上しております。

また、3ページの第5条で、平成31年度の借入限度額を6,739万9,000円と定めております。

また、4ページから5ページまでは、予算の実施計画を記載しております。

続きまして、6ページをお願いします。

平成31年度の資金計画でございます。前年度と比較して、ほぼ変わりはありません。

7ページ以降9ページまでは、予定の貸借対照表、予定の損益計算書、予定のキャッシュフ

ロー計算書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、報告第10号及び報告第11号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（馬見塚量治君） 財政課長です。報告第10号並びに報告第11号について、詳細説明をいたします。

報告第10号、平成30年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について。地方自治法施行令第146条の第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。令和元年6月14日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

平成30年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書です。平成30年第4回定例会で8件、平成31年第1回定例会で14件の繰越明許をお願いしてございます。

この22件の事業について、明許繰り越しを行いました。翌年度繰越額の合計が、8億5,151万5,000円となっております。

次に、報告第11号をお願いいたします。

報告第11号、平成30年度由布市一般会計事故繰越繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰り越しに係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。令和元年6月14日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

平成30年度由布市一般会計事故繰越繰越計算書です。

8款の土木費道路橋梁費におきまして、津々良奥江線では、環境省との協議や天候不順等による盛土の地盤補強、白田線では、NTT柱の移転工事や工事資材の納入に不測の日数を要したなどの理由によりまして、年度末までに工事を完了できなかったもので、繰越額は5,648万4,720円となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、報告第12号から報告第14号まで、続けて詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長でございます。

報告第12号から第14号までについて、詳細説明を申し上げます。

報告第12号、平成30年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。令和元年6月14日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

平成30年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。市道改良工事繰り越しに伴い、市道深谷峠線水道管の移設工事及び市道塚原線道路改良工事に伴う排水管の移設工事にかかる当初予算額1,170万円のうち、942万円を繰り越しましたので報告するものでございます。

次に、報告第13号、平成30年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次の繰越計算書のとおり報告する。令和元年6月14日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

平成30年度由布市水道事業会計予算繰越計算書でございます。市道改良工事繰り越しに伴い、市道筒口線改良工事に伴う配水管の移設工事について、建設改良費予算計上額930万円のうち、400万円を翌年度で繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものでございます。

続きまして、報告第14号、平成30年度由布市水道事業会計弾力条項適用の報告について。地方公営企業法第24条第3項の規定により、平成30年度由布市水道事業会計について、別紙のとおり弾力条項を適用したので報告する。令和元年6月14日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

平成30年度由布市水道事業会計弾力条項適用書でございます。

弾力条項適用理由といたしましては、平成30年度予算において、決算見込み時より一般加入金の増と資本的支出における工事請負費等の支出額の減により、決算時における消費税額が予算を超えて支出することとなりました。

地方公営企業法第24条3項に基づき弾力条項を適用し、消費税の支出を行いましたので、収入支出とも適用額の130万9,000円となっており、地方公営企業法第24条3項の規定により報告をするものでございます。

弾力条項とは、地方公営企業は、企業として経済情勢に対応して、機動的な経営ができるように、一般会計と異なる予算の弾力化、資産の特例が認められており、業務量の増加に伴い、収益が増加することが認められる場合においては、当該業務に直接必要な経費に限り、予算超過支出が認められております。このことが地方公営企業法第24条3項で定められている弾力条項となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、承認第2号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（馬見塚量治君） それでは、承認第2号について詳細説明をいたします。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項規定により、平成31年度由布市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。令和元年6月14日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

専決処分書です。平成31年4月1日付で専決処分を行っております。

それでは、予算書のほうをお願いいたします。表紙をお開きください。

平成31年度由布市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,557万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億265万3,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成31年4月1日専決、由布市長。

予算書6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。介護保険法施行令などの改正により、低所得者に対する介護保険料の軽減強化が図られることになりました。この財源は、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合となっているため、その所有額を計上してございます。

9ページをお願いいたします。

歳出予算です。介護保険特別会計に2,557万円を繰り出すものです。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、承認第3号及び承認第4号について、詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（河野 克幸君） 税務課長です。承認第3号及び承認第4号について、詳細説明をいたします。まず、承認第3号について、詳細説明をさせていただきます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。令和元年6月14日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

専決処分書です。平成31年3月26日付で専決処分を行っております。

それでは、16ページからの新旧対照表をお願いいたします。

左上に由布市税条例の新旧対照表（第1条関係）とございますが、今回の改正は、第1条から第5条までございます。これは、一つの条文の執行日ごとでの段階的改正及び以前の改正条例の改正を行うための措置でございます。

また、条文中の元号につきましては、今後、地方税法等の改正が行われ次第、速やかに改正を

行ってまいります。

それでは、16ページより説明に入ります。

説明中、条文が前後いたしますが、御了承いただきますようお願いいたします。

まず、16ページの第34条の7、次に18ページの附則第7条の4、19ページの附則第9条、20ページの附則第9条の2は、ふるさと納税の対象を総務大臣が指定する制度の見直しによる改正でございます。

16ページに戻っていただきまして、附則の第7条の3の2は、取得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間における住宅借入金特別税額控除にかかる申告要件の廃止に伴う改正でございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

21ページの附則第10条の2は、固定資産税等の課税要件の特例の追加に伴う地方税法附則第15条の項税に伴う改正でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

22ページの附則第10条の3は、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋にかかる税額の適用を受けようとするものがすべき申告についての規定並びに項税等による改正でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

26ページの附則第10条の4は、熊本地震に係る固定資産税の特例を受けようとするものがすべき申告について規定する改正でございます。

では、28ページをお願いいたします。

28ページの附則第16条及び33ページ、33ページの附則第16条の2は、軽自動車の経年車重課を、平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の部品化特例の削除を行う改正でございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

34ページの第36条の2及び次の37ページの第36条の4は、市県民税申告書控除額欄の記載事項の簡素化による改正でございます。

34ページに戻っていただきまして、第36条の3の2及び次の35ページの第36条の3の3は、個人住民税の非課税措置へ、単身の児童扶養者を追加することに伴う扶養親族申告書への記載事項の追加による改正でございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

37ページの附則第15条の2及び次の38ページの附則第15条の2の2、39ページの附則第15条の5は、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に実測した3人以上の軽自動車で、環境性能割の税率が1%のものを非課税とし、2%のものを1%とする臨時的

軽減の規定の新設と、環境性能割の賦課徴収の特例として、県が賦課徴収を行う際の規定の整備による改正でございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

40ページの附則第16条及び、少し飛びますが43ページ、43ページの附則第16条の2は、軽自動車税種別割の経年車重課の規定を整備し、平成32年度及び33年度のグリーン化特例を新設するとともに、種別割の賦課徴収を行う際の特例を設ける改正でございます。

45ページをお願いします。

45ページの第24条は、市県民税の非課税措置に、単身の児童扶養者を追加することによる改正でございます。

同じく45ページの附則第16条及び46ページの附則第16条の2は、軽自動車税種別割の平成34年度分及び35年度分のグリーン化特例を、電気自動車等に限った上で新設をする改正でございます。

続きまして、48ページをお願いします。

48ページの第1条の2は、平成29年3月27日に交付しました条例改正のうち、軽自動車税環境性能割の特例に係る改正の未施行分と、今回の改正の整合性を図るための改正でございます。

続きまして、49ページの第1条及び最後のページですが、52ページの附則第1条、第2条は、内国法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創生に伴う申告書等の提出方法の柔軟化、電気通信回路の故障、災害その他の理由により、電子情報処理組織を使用することは困難であると認められる場合の憂慮措置についての規定による改正でございます。

大きく戻っていただきまして、12ページをお願いします。

12ページの下段から、この附則にそれぞれの規定の施行期日及び経過措置等を記載しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、承認第3号の詳細説明を終わります。

続きまして、承認第4号について、詳細説明をさせていただきます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税特別条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。令和元年6月14日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

専決処分書です。平成31年3月31日付で専決処分を行っております。それでは、内容について御説明を申し上げます。

2ページからの新旧対照表をお願いいたします。

この一部改正につきましては、平成31年総務省令第44号の交付に伴い、改正を行うものがございます。

第2条は、産業振興施策促進区域における山村振興法に基づく制度を設置する事業者に対する固定資産税の不均一課税の対象となる期間を2年延長する改正でございます。

第3条は、過疎地域において、過疎地域自立促進特別措置法に規定する施設を設置する事業者に対する固定資産税の課税免除の対象となる期間を2年延長する改正でございます。

第4条は、地域経済牽引事業促進法に規定する促進区域において、促進区域対象施設を設置する事業者に対する固定資産税の課税免除の対象となる期間を2年延長する改正でございます。施行日は平成31年4月1日からとなります。

以上で、承認第4号の詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、承認第5号及び承認第6号について、詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（馬見塚美由紀君） 健康増進課長です。

承認第5号と承認第6号について、詳細説明申し上げます。

まず、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。令和元年6月14日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

専決処分書でございます。平成31年4月1日付で由布市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、介護保険法施行令の一部を改正に伴いまして、条例の改正を行ったものがございます。

介護保険法施行令の一部改正によりまして、保険料の減額、賦課の基準が改正され、第1号要件者について、低所得者の保険料の軽減強化が行われております。

由布市の第7期介護保険事業計画、期間平成30年度から32年度まででございますが、保険料所得段階が10段階ございます。今回の改正で、世帯全員が市民税非課税世帯に該当する第1段階から第3段階について、消費税率引き上げによる増収分の公費を財源として、低所得者の保険料軽減を強化いたします。

第1段階、介護保険料の減額賦課による年間の保険料金額は、3万5,019円から2万9,182円に、第2段階では、保険料年額5万8,365円から4万8,637円に、第3段階では、保険料年額5万8,365円から5万6,419円となります。

続きまして、承認第6号です。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によ

り、平成31年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。令和元年6月14日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

平成31年4月1日付で専決処分を行っております。

承認第5号で、条例改正の保証人をお願いしておりますが、介護保険法施行令改正による介護保険料低所得者の軽減強化に伴うものでございます。

予算に関する説明書6ページをお願いいたします。

歳入1款1項1目第1号被保険者保険料を2,557万円減額しまして、同額を7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金として追加をお願いするものです。

歳出につきましては、8ページ以降にございますが、歳入の変更に伴いまして、財源内訳を変更しております。

したがいまして、歳入歳出総額の変更はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、承認第7号について、詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（武田 恭子君） 保険課長でございます。承認第7号について、御説明いたします。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。令和元年6月14日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

このページには、平成31年3月29日付で行いました専決処分書を添付しております。

次のページは、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正分を載せておりますが、改正内容の説明につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

1枚めくってください。

第3条第2項につきましては、基礎課税額の課税限度額を58万円から61万円とするものであります。

第22条につきましては、保険税の軽減による減額後の基礎課税額の課税限度額につきましても、58万円から61万円と変更するものです。

第2号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を、現行27万5,000円から28万円に、第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を、現行50万円から51万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡大を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を、平成31年4月1日とさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） ここで、暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

次に、議案第39号について、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（一尾 和史君） 総務課長です。議案第39号の詳細説明をいたします。

議案第39号、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例を、別記のように定める。令和元年6月14日提出、由布市長。

次のページ以降に、条例の一部改正案を列記しております。

内容としましては、市営駐車場を始め、市の各施設の使用料、水道使用量などを規定した条例23本の条例を一つの条例議案にて改正するものです。

改正内容が多岐にわたりますので、議長の許可をいただきまして、議案説明資料として、消費税転嫁一覧表を本日お配りさせていただきました。条例ごと、施設ごとに、記載をしておりますので、御参照いただきたいと思います。

また、資料の9ページ以降に、本議案39号以外の、今回上程いたしました議案の消費税率の改定状況も掲載をしております。あわせて御参照ください。

今回の消費税率引き上げによる使途は、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に当てられ、市町村への交付金を含む引き上げ分の地方消費税収入については、先ほど述べました社会保障4経費のほかに、社会福祉、社会保険、保健衛生といった社会保障施策の要する経費に充てられることになっております。

消費税及び地方消費税につきましては、事業者が価格へ転嫁することを通じまして、最終的に消費者に負担を求めるものとなっております。

今回の条例改正は、一例として、公民館などの施設を利用する場合、電気料金なども消費税分増加をいたします。値上がりをして、施設の維持管理費が上昇することになりますので、その分は施設を利用していただく方に御負担をいただくよう、消費税を適正に転嫁した金額となるように見直しを行うものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第40号について、詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤 公教君） 総合政策課長です。詳細説明をさせていただきます。

議案第40号、由布市地域活性化拠点施設条例の一部改正について。由布市地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例を、次のように定める。令和元年6月14日提出、由布市長。

裏面をお開きください。

この改正につきましては、庄内町の大鶴交流センターの施設の使用料について、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴いまして、消費税等相当額を適切に加算するものでありまして、あわせて施設使用料につきまして、改正をお願いをするものでございます。

次のページの横書きの新旧対照表をごらんください。

右半分の改正案のアンダーラインが改正部分でございます。

消費税率の引き上げに伴い、大鶴交流センターの1時間当たりの施設の使用料を、部屋ごとに消費税相当額として加算しております。

また、冷暖房使用につきましては、これまでは一律に設定をしておりましたが、今改正で、空調機器の能力に合った部屋ごとに使用料を設定することとしたものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第41号について、詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（馬見塚美由紀君） 健康増進課長でございます。

議案第41号の詳細説明をいたします。議案第41号、由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について。由布市湯布院健康温泉館条例の一部を改正する条例を、別記のように定める。令和元年6月14日提出、由布市長。

提案理由、平成24年法律第68号による消費税法及び平成24年法律第69号による地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、消費税等相当額の転嫁を図ること、並びに記載の変更を行うことによる。

2枚めくっていただきたいと思っております。新旧対照表をごらんください。

下線部分が主な変更箇所となっております。ほとんどの部分につきましては、消費税引き上げに伴う使用料の変更でございますが、一部2カ所、記載の変更がございます。

消費税引き上げに伴う使用料の変更につきましては、議案第39号と同趣旨により、消費税分を増額しております。記載変更箇所につきましては、まず1点目でございますが、法人会員割引券の項目がございます。

子ども料金の後の括弧書きの中ですが、改正案では620円となっております。これは、前のページの一般風呂とプールの使用料620円に該当いたします。

この部分が、現行では410円とありますが、これは410円ではなく、本来ですと610円

でございました。使用料に影響はございませんが、今回変更しております。

続いて2カ所目となります。

次のページで、現行中の多目的ホール、ギャラリー使用料の後の括弧は、市民料金という部分ですが、改正部分では削除しております。

現行におきまして、多目的ホール、ギャラリー使用料につきましては、市民料金はございませんので、削除しております。

以上、2カ所が記載の変更部分となっております。

消費税引き上げに伴う使用料の変更に合わせ、一部記載の変更をお願いいたします。

以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第42号について、詳細説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（佐藤 厚一君） 福祉事務所長です。

議案第42号について、御説明いたします。

議案第42号、由布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を、別記のように定める。

今回の一部改正は、災害援護資金の貸付利率、償還方法等について、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正により行うものです。

裏面をごらんください。左のページは改正分になります。

内容につきましては、右のページの新旧対照表により御説明いたします。

第14条第1項では、保証人に関することの改正であります。これまで災害援護資金の貸し付けには、必ず保証人を立てることが義務づけられておりましたが、さきの東日本大震災では、特例により保証人を立てない場合でも貸し付けが認められたことを踏まえ、所要の改正を行った災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する政令が交付されたことにより、保証人を立てない場合も条例で定めるものであります。

第2項では、災害援護資金の貸付利率について、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据え置き期間経過後は、年1%とするものであります。

第3項では、保証人の保証債務に関する規定であります。違約金についても、保証債務に含まれることとしております。

第15条第1項では、災害援護資金の償還方法につきまして、これまでの年賦償還、半年賦償還に加えまして、月賦償還を追加するものでございます。

第3項では、条ずれによる規定の整備です。

それでは、前の左のページの改正分をお願いいたします。

下段の附則第2項の経過措置についてでございますが、この改製条例は、平成31年4月1日

以降に生じた災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用しますが、第15条第2項の償還方法の月賦払いについては、既に由布市が貸し付けた災害援護資金についても適用されることとなります。

以上で、議案第42号の詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第43号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（後藤 睦文君） 環境課長です。

議案第43号につきまして、御説明いたします。

議案第43号、由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、平成17年条例、第142号の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年6月14日提出、由布市長。

ページをお開きください。

提案理由につきましては、市町答弁のとおりでありまして、消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴いまして、消費税相当額の転嫁を図ること、並びに由布大分環境衛生組合における一般廃棄物処理手数料を改正することによるものであります。

別表の10ページにお示しの由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正、新旧対照表をごらんください。

一般廃棄物の部、し尿及び浄化槽汚泥の款に限りましては、由布大分環境衛生組合における一般廃棄物処理手数料を改正すること、並びに消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴います消費税等相当額の転嫁によるものです。

市長と特に契約したもの、収集運搬処理免除の項中、こちらは陸上自衛隊湯布院駐屯地様であります。18リットルにつき146円を169円に、同款収集運搬処理の項中、こちらは陸上自衛隊日出生台演習場様を指しますが、18リットルにつき322円以内を336円以内に、同部し尿及び浄化槽汚泥以外の廃棄物、合併前の湯布院町の区域に限るの款、こちらは先ほど申し上げました消費税等相当額の転嫁だけによるものでございます。

市長が指定する保管施設にみずから搬入するものの項中、軽トラック1,020円を1,040円に、2トントラック以下、2,050円を2,090円に、同款個別収集のものの項中、軽トラック3,080円を3,140円に、2トントラック以下、4,110円を4,190円に、同款搬入された廃家電を、指定保管所まで市が運搬する場合の項中、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、それぞれ1台につき2,050円を2,090円に改めるものでございます。

以上です。よろしくお申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第44号について詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。

議案第44号について詳細説明をいたします。

議案第44号由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について、由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を、別記のように定める。令和元年6月14日提出、由布市長。

次にページをお開きください。

今回の条例の一部改正につきましては、急傾斜地での道路整備を可能とするため、道路法及び道路構造令に基づき、市道道路の構造の技術的基準等を改めるものでございます。

道路整備計画設計の基本となります縦断勾配は、地形の状況等を配慮しまして、道路区分第1種、第2種及び第3種における普通道路設計速度20キロメートルにつきましては、縦断勾配を12%から15%に、また合成勾配につきましては、設計速度30キロメートルまたは20キロメートルの道路は、12.5%から16.2%にと、それぞれ引き上げ可能と改めるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第45号について、詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長でございます。

詳細説明を申し上げます。

議案第45号、由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について。由布市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別記のように定める。令和元年6月14日提出、由布市長。

今回の一部改正の理由といたしましては、消費税法及び地方消費税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、消費税等相当額の転嫁を図ること、並びに簡易水道事業の統合により、一部改正を行うものとなっております。

2枚めくっていただきまして、由布市簡易水道事業給水条例の一部改正新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第23項第1項第1号の表、一般家庭の項中、1,296円を1,320円に、167円40銭を170円50銭に改め、その他の用途別に応じて改定を行うものでございます。

湯平簡易水道に統合されたことに伴い、同項第2号の点、下湯平簡易水道を削り、同項アの表、一般用の項中、925円56銭を942円70銭に、102円60銭を104円50銭に改め、その他用途別において改定を行うものでございます。

次に、第30条第1項、表13ミリメートルの項中、10万8,000円を11万円に改め、同表20ミリメートルの項中、21万6,000円を22万円に改め、その他合計別において、改定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第46号について、詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（衛藤 哲男君） 教育次長でございます。

詳細説明を申し上げます。

議案第46号、由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について。由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。令和元年6月14日、由布市長。

1枚めくってください。右側の新旧対照表をごらんください。

阿蘇野小学校が廃校になったことに伴い、第1条に係る別表中から阿蘇野小学校屋内運動場を削除するものでございます。

なお、阿蘇野小学校屋内運動場は、今後、同表最下段の学校統廃合により廃校となった施設の屋内運動場に該当することとなります。

次のページをめくってください。

次のページは、第2条に変わる別表の新旧対照表でございます。

これは、消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、消費税等相当額の転嫁を図るものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第47号及び議案第48号について、詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（古長 清治君） 消防長でございます。

議案第47号、第48号について、詳細説明を行います。

議案第47号、由布市消防手数料条例の一部の改正について、由布市消防手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年6月14日、由布市長。

今回、地方公共団体の手数料表示に関する政令の一部改正に伴い、必要な改正を行うものでございます。

1枚めくって、新旧対照表をごらんください。

浮き屋根式特定屋外貯蔵所及び浮きふた付特定屋外タンク貯蔵所のうち、貯蔵最大数量1万キロリットル以上5万キロリットル未満の設置可能な申請にかかわる申請手数料を改正するものでございます。

次に、議案第48号について詳細説明を行います。

議案第48号、火災予防条例の一部改正について。由布市火災予防条例の一部の改正をする条例を別記のように定める。令和元年6月14日提出、由布市長。

今回、不正競争防止法等の一部を改正する法律並びに住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める政令の一部を改正する省令が、それぞれ交付されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

新旧対照表の2ページをごらんください。

16条につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準法が産業標準法に、日本工業規格が日本産業規格に、それぞれ改められるものでございます。

第29条の5、第1号につきましては、作動時間60秒以内とあるのは、現行の閉鎖式スプリンクラーヘッドの技術上の規格省令を定める省令において、種別が1種ということもあり、現行の規格省令に合わせるため改正するものでございます。

第6号につきましては、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例に制定する基準に定める省令の一部改正により、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災機器も免除することが可能となる旨を加えるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第49号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（馬見塚量治君） 財政課長です。

議案第49号、令和元年度由布市一般会計補正予算の詳細説明をいたします。予算書に沿って説明をさせていただきます。

表紙をお開きください。

議案第49号、令和元年度由布市一般会計補正予算（第2号）。改元に伴いまして、令和元年度予算を統称するために、予算総則の頭に次の一文が入っております。

元号を定める政令の施行に伴い、施行日以降は、平成31年度由布市一般会計予算の名称を令和元年度由布市一般会計予算とし、予算書における年度表記については、平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度由布市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,033万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ183億1,298万5,000円とする。第2条歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。令和元年6月14日提出、由布市長。

それでは、1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上してございます。

次に、3ページをお開きください。

済みません。第2表地方債補正です。自然災害防止対策事業の追加と、補助金の内示による組み替えなどにより、3件の変更をお願いしてございます。

次に、7ページをお願いいたします。ここからが歳入の詳細となっております。

18款の指定寄付金50万円につきましては、防災事業への指定寄附となっております。

次に、11ページをお願いいたします。ここからが歳出となっております。

歳出予算中の給与管理費につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費の組み替えや、給与の特例に関する条例改正による減額、旅費については、県内日当の変調による減額となっておりますので、各項目での説明は省略させていただきます。

それでは、20ページをお開きください。

中段の区分4、湯布院コミュニティ施設管理事業は、重点道の駅ゆふいん整備推進協議会等の謝金と、狭霧台園地のトイレ改修の設計費となっております。

その下の区分1、防犯体制確立事業は、湯布院の平成通りに防犯カメラを設置するものの補助となっております。

それでは、28ページをお願いいたします。

中段の区分2、プレミアム付き商品券助成事業については、商品券や購入引き換え券を偽造防止加工とすることから、印刷代などを追加するもので、全額国費となっております。

それでは、34ページをお願いいたします。

中段の区分2、保育所活動推進事業は、幼児教育の無償化に伴うシステムの改修費となっております。

それから、その下の区分1、ひとり親家庭等自立支援事業は、未婚の児童扶養手当需給者に対する臨時交付金となっております。

42ページをお願いいたします。

一番下の区分1、それから次のページの区分2の道路整備事業については、社会資本整備総合交付金の内示などにより、事業の内容を組みかえておられます。

それでは、46ページをお願いいたします。

区分3の消防資機材整備事業は、ラグビーワールドカップの開催に伴う消防救急体制機械器具を整備するもので、財源は県補助金となっております。

それから、その下にあります区分2の災害対策環境整備事業の消耗品につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました指定寄附により、アレルギー対応の備蓄食料を購入するものでございます。

48ページをお願いいたします。

一番下の区分1、小学校特別支援員活用事業は、川西小学校の養護教諭の大体分の賃金となっ

てございます。

それから、52ページをお願いいたします。

区分2、社会教育活動推進事業は、岳本自治公民館、佐平治自治公民館、下市自治公民館の整備補助金となっております。

それでは、54ページをお願いいたします。

中段の区分1、交流体験施設維持管理事業は、ゆふの丘プラザの国道側に傾いた樹木の伐採業務となっております。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第50号について、詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（馬見塚美由紀君） 健康増進課長でございます。

議案第50号の詳細説明をいたします。

議案第50号、令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）。元号を改める政令、平成31年政令第143号の施行に伴い、施行日以降は平成31年度由布市介護保険特別会計予算の名称を、令和元年度由布市介護保険特別会計予算とし、予算書における年度表記については、平成31年度、令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億8,704万2,000円とする。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。令和元年6月14日提出、由布市長。

内容を御説明いたします。予算書の事項別明細書6ページから7ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、3款2項3目につきましては、令和元年10月実施予定の介護職員のさらなる待遇改善と消費税率引き上げに伴い、介護報酬改定が行われることになっております。

その対応のためのシステム回収費につきまして、事務費の国庫負担分の予算措置をお願いするものです。補助率は2分の1となっております。

7款1項3目につきましては、介護報酬改定対応に係る事務費の増額と普通旅費を減額しまして、合計で16万1,000円の減額をお願いするものです。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目一般管理費ですが、普通旅費を減額しまして、先ほど説明しました介護報酬改定対応に係る委託料を増額し、合計で6万円の減額をお願いするものです。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（佐藤 郁夫君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、6月18日、午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分提出締め切りは、6月17日の正午まで、議案質疑に係る発言通告書の締め切りは、19日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでございました。

午前11時40分散会
